

経済論壇から



東京大学教授 松井 彰彦

神無月には日本中の神々が出雲に集まるため、全国から神さまがいなくなる月だといふ。トッパがいなくなると世の中が回るのには、神代の時代から日本の特徴だったのかもしれない。参院選挙とそれに続く選挙中、経済環境に関する議論もリーダー不在のまま露々と展開され、改めて日本が変わっていないことを私たちに強く印象づけた。

参院選での自民党の敗北と安倍政権の崩壊によって憲法改正論議は急激に高まった。その中で、もう一つの憲法改正に向けた動きが始まっている。「経済憲法」とも言われる独占禁止法改正に向けての取り組みである。昨年改正憲法が施行されたばかり。何をねがったことを言っているかと訝しむ向きもあるかもしれないが、同法は実は最初から二段構えの改正が予定されており、六月には独占禁止法基本問題懇談会が報告書をまとめた。なぜ今、改正なのか。それは近年進められてきた規制緩和と表裏一体の関係にある。

規制緩和とは単なる規制の撤廃ではなく、事前規制から事後規制への転換である。サッカーに譬えれば、手を使わないようにプレイヤーの手を縛っておくのではなく、手でボールを触ったら反則をという発想で

ある。市場の原則とそれに対する罰則を定めた大元のルールが「経済憲法」であり、その改正が急が

独禁法改正を考える

を無視して規制を不用意に緩和すれば、混乱が大きくなり、生活が不安定化する」と、その背景を述べる。東京外国語大学教授の西谷修氏（世界11月号）も「自己調整機能を持つ市場はフィクションであり、市場はそれその国の国家的政策と法制度を通じて人為的に作られた」と述べ、市場制度も自律的なものではなく、制度の設計が重要であると説く。

度重なる談合は市場の調整機能を生かしてはいない現行制度の欠陥を浮き彫りにしている。米国に比べて極端に少ない新興企業の勃興は企業の手足を縛る日本流の市場制度の欠点と言えかねない。

私たちはかく規制の是非ばかりに注目しがちだが、一橋大教授の小田切宏氏（経済セ

を無視して規制を不用意に緩和すれば、混乱が大きくなり、生活が不安定化する」と、その背景を述べる。東京外国語大学教授の西谷修氏（世界11月号）も「自己調整機能を持つ市場はフィクションであり、市場はそれその国の国家的政策と法制度を通じて人為的に作られた」と述べ、市場制度も自律的なものではなく、制度の設計が重要であると説く。

度重なる談合は市場の調整機能を生かしてはいない現行制度の欠陥を浮き彫りにしている。米国に比べて極端に少ない新興企業の勃興は企業の手足を縛る日本流の市場制度の欠点と言えかねない。

私たちはかく規制の是非ばかりに注目しがちだが、一橋大教授の小田切宏氏（経済セ

「ミニ10月号」が論じるように、その適用範囲も重要な論点である。例えば、筑波大学教授の平林英勝氏（ジュリスト10月号）はマイクロソフト社の私的独占に関する欧州と米国の規制当局の間の見解の相違に触れ、違反金適用範囲の安易な拡大に反対意見を表明している。

もともと原則の適用範囲、水準を的確に定めるのは容易でない。経済団体に従って罰則を緩くすれば、企業はつい手を出してしまふだろう。逆に消費者団体の主張に従って罰則をきつくすれば、企業はそれを

「ミニ10月号」が論じるように、その適用範囲も重要な論点である。例えば、筑波大学教授の平林英勝氏（ジュリスト10月号）はマイクロソフト社の私的独占に関する欧州と米国の規制当局の間の見解の相違に触れ、違反金適用範囲の安易な拡大に反対意見を表明している。

もともと原則の適用範囲、水準を的確に定めるのは容易でない。経済団体に従って罰則を緩くすれば、企業はつい手を出してしまふだろう。逆に消費者団体の主張に従って罰則をきつくすれば、企業はそれを

重要性増す制度設計

すべきたどの考え方もある。審判制度を残すとしても、行政処分を行う審査部門とそれに対する不服を扱う審判部門との間の人事ローテーションの禁止など、審判官の独立性に配慮する措置が望ましい。

公正なルールと正確なジャッジがあつてこそ市場の調整機能は有効に作用する。一九九〇年代から二〇〇〇年代前半にかけてさまざまな規制緩和策が採られてきた。しかし、その緩和策を補完するルールの策定とその運用はまだ十分とは言えない。奇しくも今年のノーベル経済学賞は、市場万能の考えを排し、制度設計の定式化に貢献した三人の経済学者に与えられた。プレイヤーたちがその実力を発揮できるように市場制度の設計とその的確な運用が望まれるところである。



正村公宏氏



飯田泰之氏



大橋弘氏



山本重氏

声がプレイヤーである企業のみならず専門家からもあがっているのは憂慮すべき事態であり、公取委はこうした批判に真摯に向き合う必要がある。

具体的には、一つの方策は団体訴訟制度の導入である。京都大学教授の山本重氏（ジュリスト10月号）はその意義として、違反行為に対する抑止力を強化するという観点から、公正取引委員会による法執行に加え、消費者団体を連行行為に対する監視の目として位置付ける一点を挙げる。同制度の導入は欧米と異なり、皮肉にも取り締まる役割を担っている公取委の規律づけにも役立つのである。